

意見案第1号

朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射及び核実験に関する意見書

我が国は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）に対して、累次にわたり、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行動を決して行わないよう繰り返し要求してきた。

このような中、先般、北朝鮮が3発の弾道ミサイルを日本海へ向け発射し、我が国の排他的経済水域内である、本道奥尻島の西方約200から250キロメートル付近に落下したことは、我が国に対する直接的かつ重大な脅威であり、東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして、また、日本海で操業する本道の漁業者の生命や安全・安心を脅かすものとして、断じて容認することはできない。

また、その後、核弾頭の爆発実験と主張する5回目の核実験が強行されたことは、国際社会の制止を無視し、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として強い憤りを覚えるものである。

このたびのミサイル発射と核実験は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する愚行であり、よって、国においては、国際社会と連携し、今後このような暴挙がこれ以上行われることがないように、北朝鮮に対して、断固たる厳しい措置をもって臨み、あわせて関係省庁が一丸となって、国民の生命と安全を確保するために改めて迅速な情報提供と万全の対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連